

見本市・展示会開催助成金交付要綱

(通則)

第1条 見本市・展示会開催助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 助成金は、名古屋市国際展示場において見本市等を継続して開催する団体又は企業（以下「主催者」という。）に対して、開催に要する経費の一部を助成することにより、見本市等の誘致・定着及び育成を推進し、名古屋市における交流人口拡大を図るとともに、地域経済の一層の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見本市等 出展者の販路拡大等を目的として、主催者が出展者を公募し、各出展者が製品・サービス等を展示、発表する産業見本市・展示会をいう。このうち、一日当たりの施設使用面積が名古屋市国際展示場第1展示館（3区画）の面積13,440平方メートル以上であるものを大規模見本市等、それ以外を小規模見本市等という。
- (2) 企業の個展等 主催者が専ら自らの利益のために開催する見本市・展示会並びに、主催者が自社の商品を扱う事業者及び自社を通しての拡大販売を行う事業者から出展者を公募して開催する見本市・展示会（いわゆるプライベートショー）をいう。
- (3) 団体 法人格を有する団体、任意団体及び見本市等を行うことを目的として設立された実行委員会をいう。
- (4) 展示施設 名古屋市国際展示場第1展示館、第2展示館、第3展示館をいう。
- (5) 施設管理者 名古屋市の指定を受けて、名古屋市国際展示場の管理、運営を行う者をいう。
- (6) 企画展示 主催者が出展スペースを出展者に無償又は資金を交付して提供し、業界の最新情報等を発信するものをいう。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす見本市等とする。

- (1) 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすもの
 - ア 展示施設で初めて開催する大規模見本市等（期間初日から5年前の同日の属する年度当初から開催されていないものを含む。）
 - イ 展示施設で初めて開催する小規模見本市等（期間初日から5年前の同日の属する年度当初から開催されていないものを含む。）
 - ウ 前号の区分で助成を受けた見本市等で、初開催の期間の終了日から2年後の同日の属する年度の末日までに開催するもの
 - エ 1日当たりの使用面積を2,500㎡以上拡張して開催する見本市等（延べ使用面積から前回の延べ使用面積を引き、使用日数で除した面積が2,500㎡以上になるもの。同一の主催者が複数の見本市等を同時に開催する場合は一体として取り扱う。）（前号に定めるものを除く。）
 - (2) 助成金を受けようとする見本市等の事業実施期間終了日から2年後の同日の属する年度末までに展示施設で次回を開催するもの
 - (3) 企画展示又は講演、セミナー、シンポジウム等を実施するもの
 - (4) 企業の個展等でないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる見本市等は、助成の対象としない。
- (1) 展示施設の運営者が主催又は共催するもの

- (2) 名古屋市から他の助成金等の交付を受けているもの
- (3) 国又は地方公共団体の主催事業。ただし、国又は地方公共団体が他団体又は企業と共催又は実行委員会を構成し実施する事業で、国又は地方公共団体からの財政支出を伴わないものを除く。
- (4) 過去に助成金（名古屋市見本市・展示会開催助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき交付された助成金を含む。）の交付を受けているもの。ただし、初開催の期間の終了日から2年後の同日の属する年度の末日までに開催するもので、過去に第3条第1項第1号に規定する大規模見本市等として助成を受けたことがないものを除く。
- (5) その他（公財）名古屋観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと認めるもの

（助成対象者）

第5条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、前条に掲げる助成対象事業の主催者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の主催者が年度内に複数回見本市等を開催する場合、助成の対象となるのは1年度に1回のみとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、初開催の期間の終了日から2年後の同日の属する年度の末日までに開催する見本市等で助成を受ける主催者は、当該見本市等の助成を受けようとする年度に、別の見本市等（ただし新たな助成対象事業は1件に限る。）で助成対象者となることができる。

（助成対象経費）

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、展示施設の使用料とする。

- 2 助成対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。ただし、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 助成対象者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者でない場合
 - (2) 助成対象者が、消費税法に規定する簡易課税制度を適用している場合
 - (3) 助成対象者が開催する見本市等において、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が発生しないことが明らかな場合

（助成金の額）

第7条 助成金の額は助成対象経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 第4条第1項アの適用を受けるもの | 10,000,000円 |
| (2) 第4条第1項イの適用を受けるもの | 2,000,000円 |
| (3) 第4条第1項ウの適用を受ける大規模見本市等 | 10,000,000円 |
| (4) 第4条第1項ウの適用を受ける小規模見本市等 | 2,000,000円 |
| (5) 第4条第1項エの適用を受けるもの | 2,000,000円 |

（交付の申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下（申請者）という。）は、会場使用開始日前年度の9月30日（9月30日が休業日の場合は9月の最終営業日）までに、次に掲げる書類を添付し、見本市・展示会開催助成金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号及び様式第3-2号）
- (3) 展示施設使用料を確認できる見積書の写し等
- (4) 法人格を有する団体又は企業にあっては、申請者の登記事項証明書及び定款、その他の団体にあってはこれに準ずる規約、会則等のうち該当のもの及び役員名簿
- (5) 次回の継続開催に係る計画書類（様式第4号）

(6) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 理事長は、前条第1項の申請があったときは、必要に応じて現地を調査し、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、次の各号に掲げる条件を付して、見本市・展示会開催助成金交付決定通知書（様式第1-2号）により申請者に対し通知するものとする。

- (1) 助成対象事業を当該事業年度の3月31日までに完了すること。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (3) その他助成金の交付の目的を達成するために理事長がする指示に従うこと。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げは、助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が見本市・展示会開催助成金交付申請取下書（様式第5号）を理事長に提出して行うものとする。

- 2 規則第8条第1項に規定する期日は、申請者が規則第7条の規定による通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第11条 助成事業者は、助成事業の内容等の変更をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添付して提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 規則第6条第1項第1号又は第3号に規定する変更 見本市・展示会開催助成事業計画変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 助成事業者の名称、代表者又は所在地の変更 代表者等変更届（様式第7号）
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、助成金の交付の目的の達成に支障がないと認められる助成対象経費の2割以内の変更であって、助成金の増額を伴わないものとする。

(中止又は廃止の承認)

第12条 助成事業者は、規則第6条第1項第4号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、見本市・展示会開催助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）に必要な書類を添付して理事長に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、規則第14条の規定に従い、速やかに見本市・展示会開催助成事業実績報告書（様式第9号）を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 事業完了報告書（様式第10号）
 - (2) 収支決算書（様式第11号及び様式第11-2号）
 - (3) 助成対象経費にかかる請求書及び支払領収書の写し（代表者原本証明のもの）
 - (4) 実施状況のわかる写真、配布物等
 - (5) 次回の継続開催に係る計画書類（様式第4号）
 - (6) その他理事長が必要と認める書類
- 3 助成事業者は、次回の事業が完了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 事業完了報告書（様式第10号）
 - (2) 実施状況のわかる写真、配布物等
 - (3) 次回の継続開催に係る計画書類（様式第4号）
 - (4) その他理事長が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 理事長は、規則第15条の規定により助成金の額を確定したときは、見本市・展示会開催助成金確定通知書（様式第12号）により、当該助成事業者に対し通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 15 条 前条の通知を受けた助成事業者は、見本市・展示会開催助成金交付請求書（様式第 13 号）により助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第 16 条 理事長は前条に規定する交付請求があったときは、内容を確認した後、当該助成事業者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 規則第 18 条に規定する場合のほか、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、理事長は見本市・展示会開催助成金交付決定取消・変更通知書（様式第 14 号）により通知を行うものとする。

- (1) この要綱又は交付条件又は条例その他関係法令等に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 計画変更等により、助成金の交付決定額を減額すべきとき。
- (4) 第 4 条（第 1 項第 2 号を除く）及び第 5 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (6) その他助成の目的が達成されないと理事長が認めたとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 18 条 申請者は、助成金の交付決定後又は助成金額の確定後に、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合において、既に交付した助成金の全部又は一部について返還の必要があると認めるときは、申請者に対しその返還を命ずることができる。

3 申請者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、理事長が指定する期日までに返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第 19 条 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、助成事業者としない。

2 助成事業者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき又は第 10 条の申請をしたときに前項に該当していたことが判明したときは、交付の決定を取り消すものとする。

(検査等)

第 20 条 理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 令和 2 年度に旧要綱第 9 条に基づき助成事業認定を受けた事業については、この要綱の第 8 条に規定する助成金の交付申請を、助成事業開催予定日の 2 か月前までに行うものとする。
- 2 令和 2 年度に旧要綱第 9 条に基づき助成事業認定を受けた事業については、この要綱の第 17 条に規定する助成金の交付決定の取消しの要件は、旧要綱の例によるものとする。ただし旧要綱第 19 条第 6 項の「市長」は「理事長」に読み替える。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 4 年 9 月 30 日までに申請を受けた助成金の交付において、第 3 条第 1 号の規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 2 項及び第 18 条の規定は、令和 9 年度以降開催の助成対象事業に適用する。